

## 佐賀新聞押し紙訴訟 福岡高裁和解のご報告

2020年（令和2年）12月16日

佐賀新聞押し紙訴訟弁護団

代表弁護士 江上 武 幸

佐賀新聞元販売店主の寺崎昭博さんと佐賀新聞社との間で争われてきた押し紙訴訟が、去る14日（月）、福岡高等判所第1民事部の矢尾渉裁判長のもとで、無事、和解により解決しましたのでご報告とお礼を申し上げます。なお、和解内容等については口外禁止条項が設けられていますので、その点、御了解願います。

佐賀地裁での小城販売店の和解に続き、寺崎さんも福岡高裁で和解解決ができましたのは、長い間、ご支援を戴いた皆様のおかげと深く感謝申し上げます。

現在、新聞社の垣根を越え、販売店経営の皆さんが集団で押し紙返上にむけて立ち上がる状況が全国各地で生まれています。

近時、中央紙のABC部数が大幅に減少していますが、その原因は、単に若者の新聞離れや高齢者の購読中止等の新聞業界を取り巻く環境の変化によるだけでなく、販売店の皆さんが集団で押し紙の返上に立ち上がられるようになった結果が数字に表れてきていると推測しております。

今年にはいつてからは、コロナウイルスの影響により折込み広告収入が激減しており、新聞社も紙面広告収入等の減少により以前のように補助金を支給する余裕もなくなってきたようです。

今年の9月、公正取引委員会は、「コンビニエンス本部と加盟店との取引に関する実態調査報告書」を公表しました。コンビニ最大手のセブンイレブンは、公取の調査を受けて、「加盟店オーナー様に対し、取引上の立場を利用し、『仕入れ先の制限』『仕入れ数量の強制』『見切り販売の制限』および『無断発注』等、『優越的な地位の濫用』に該当する行為は行わないこと」を宣言しております。裏を返せば、セブンイレブンは、これまで上記のような不公正な取引方法を行ってきた事実を認めたこととなります。

公正取引委員会は、同じ問題をはらんでいる新聞社の押し紙問題についても、早晚、全国一斉調査に踏み切らざるを得なくなったとみています。若し、公取がコンビニ業界の不公正な取引方法の全国一斉調査を行っておりながら、新聞業界最大の不公正な取引方法である「押し紙」問題を不問に付したままの状態をこのまま続ければ、国民から厳しい批判を受けることが避けられないでしょう。

この度、福岡高裁第1民事部の矢尾渉裁判長が、高裁としては初めてと思われ

る押し紙問題についての和解による解決の道筋を切り開いてくれましたので、私共は、今後、裁判手続きによる和解による早期解決を目指し一層努力したいと思います。佐賀地裁の達野ゆき裁判長に続き、福岡高裁第1民事部の矢尾渉裁判長が、司法救済に最後の望みを託して損害賠償に踏み切った弱い立場にある販売店の救済のために、和解による解決に積極的且つ熱心に取り組んでいただいたことに深く感謝申し上げます。

このような裁判官が司法の世界において主流を占めるようになる時代が早く来ることを願っています。

嘘つきは泥棒の始まりといえます。私が所属する国際ロータリクラブも4つのテストの第1番目に「真実かどうか？」を挙げています。大量に廃棄される新聞に目をつむり、押し紙は一部といえども存在しないと詭弁を弄している新聞社は、世界中に日本人の恥をさらし続けているといっても過言ではありません。記者の方達が何ら後ろめたさを覚えることなく、政治家や官僚らと毅然と対峙し、紙面を通じて権力の不正や横暴を暴露し、わが国の民主主義を守り抜くことが出来るように、記者魂を発揮して自社の押し紙をなくすために一緒に立ち上がられることを期待しています。

弁護団には、全国から押し紙問題の相談が寄せられておりますので、引き続き皆さま方のご支援とご協力のほどをお願いして、佐賀新聞押し紙訴訟弁護団を代表してのお礼と報告とさせていただきます。